



# 鳥取県公報

令和8年3月27日（金）  
号外第22号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（20）（税務課）・・・・・・・・・・ 3

## 公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地方税法等の一部が改正され、個人県民税の住宅借入金等特別控除の延長、不動産取得税の免税点の引き上げ、軽油引取税の当分の間税率の廃止及び自動車税の環境性能割の廃止等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県税条例の一部改正

ア 個人県民税の住宅借入金等特別控除について、対象年度を令和25年度まで（現行 令和20年度まで）に延長するとともに、控除対象となる入居の期限を令和12年まで（現行 令和7年まで）に延長する。

イ 不動産取得税の免税点を、土地の取得にあつては16万円（現行 10万円）、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸につき66万円（現行 23万円）、その他のものにあつては1戸につき34万円（現行 12万円）に引き上げる。

ウ 軽油引取税の当分の間税率に関する規定を廃止する。

エ 自動車税の環境性能割を廃止する。

オ 公示送達は、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所管する県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を課税地を所管する県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

カ 公益信託制度の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

キ その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正

自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (1)ア及びカに関する事項 令和9年1月1日

(イ) (1)オに関する事項 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

# 条 例

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第20号

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第7節 略</p> <p>第8節 自動車税 <u>(第135条～第146条)</u></p> <p>第9節・第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">税目</th> <th style="width: 80%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税</td> <td>普通徴収による場合は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合)にあっては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通徴収によらない場合は、東部県税事務所の所在地</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		自動車税	普通徴収による場合は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合)にあっては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)		普通徴収によらない場合は、東部県税事務所の所在地	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第7節 略</p> <p>第8節 自動車税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1款 <u>通則(第135条～第137条の3)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2款 <u>環境性能割(第137条の4～第137条の16)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第3款 <u>種別割(第138条～第146条)</u></p> <p>第9節・第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">税目</th> <th style="width: 80%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税</td> <td><u>種別割(普通徴収によるものに限る。)</u>は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合)にあっては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>環境性能割及び種別割(普通徴収によるものを除く。)</u>は、東</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		自動車税	<u>種別割(普通徴収によるものに限る。)</u> は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合)にあっては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)		<u>環境性能割及び種別割(普通徴収によるものを除く。)</u> は、東
税目	課税地																
略																	
自動車税	普通徴収による場合は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合)にあっては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)																
	普通徴収によらない場合は、東部県税事務所の所在地																
税目	課税地																
略																	
自動車税	<u>種別割(普通徴収によるものに限る。)</u> は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合)にあっては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)																
	<u>環境性能割及び種別割(普通徴収によるものを除く。)</u> は、東																

略									
2 略									
(納付又は納入先)									
第6条 略									
2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書、納入書又は第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の6第2項に規定する総務省令で定める方法により、 <u>前項第4号</u> に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。									
3 略									
(県税の減免)									
第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>災害により自動車滅失し、又は損壊した場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		略		不動産取得税	略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合	自動車税	災害により自動車滅失し、又は損壊した場合	略	
略									
不動産取得税	略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合								
自動車税	災害により自動車滅失し、又は損壊した場合								
略									
2・3 略									
(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)									
第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の									

部県税事務所の所在地											
略											
2 略											
(納付又は納入先)											
第6条 略											
2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書、納入書又は <u>第137条の9第1項</u> 若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の6第2項に規定する総務省令で定める方法により、 <u>同項第4号</u> に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。											
3 略											
(県税の減免)											
第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。											
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合</td> </tr> <tr> <td>自動車税の環境性能割</td> <td>災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合</td> </tr> <tr> <td>自動車税の<u>種別割</u></td> <td>災害により自動車滅失し、又は損壊した場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		略		不動産取得税	略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合	自動車税の環境性能割	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合	自動車税の <u>種別割</u>	災害により自動車滅失し、又は損壊した場合	略	
略											
不動産取得税	略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合										
自動車税の環境性能割	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合										
自動車税の <u>種別割</u>	災害により自動車滅失し、又は損壊した場合										
略											
2・3 略											
(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)											
第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の											

左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(8) 軽油引取税	略	
	エ 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第144条の2第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(8) 軽油引取税	略	
	エ 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第144条の2第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(9) 自動車税の環境性能割	ア 第137条の17第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第164条第2項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 第137条の10第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 第137条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(9) 自動車税	略
(10) 略	
(11) 略	
(12) 略	
(13) 略	

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税を納付する納税者は、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

3～5 略

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3

平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年（同法第41条第1項に規定する居住年をいう。次項において同じ。）が平成21年から令和7年までの各

	額を除く。）	
(10) 自動車税の種別割	オ 第137条の11第2項の修正申告書に係る税額（イに掲げる税額を除く。）	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(11) 略		
(12) 略		
(13) 略		
(14) 略		

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割を納付する納税者は、当該税額に、当該種別割に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

3～5 略

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前

年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合(居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。)は、法附則第5条の4第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 3 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合は、当該100分の4に相当する金額に同条第11項(法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項若しくは第2項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第7条の2第2項(法附則第7条の3第1項又は第2項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用

項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 3 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合(居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。)は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 4 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合は、当該100分の4に相当する金額に同条第11項(法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第2項(法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した

した場合の所得割の額から控除するものとする。

3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
略		

5 略

(不動産取得税の免税点)

第81条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 略

第134条の26 削除

場合の所得割の額から控除するものとする。

3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで
略		

5 略

(不動産取得税の免税点)

第81条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 略

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成22年4月1日以後に第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入(次条において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合(次条において「特別徴収義務の消滅に係る所有に

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 法第145条に規定する自動車をいう。
- (2) 略
- (3) ガソリン自動車 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車をいう。
- (4) 石油ガス自動車 法附則第12条の3第1項第1号に規定する石油ガス自動車をいう。
- (5) 軽油自動車 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車をいう。
- (6) 電気自動車 電気を動力源とする自動車(燃料電池自動車を含む。)で内燃機関を有しないものをいう。

至った場合」という。)における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例)

第134条の26の2 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

第1款 通則

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。
- (2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割をいう。
- (3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。
- (4) 略
- (5) 電気自動車 電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないもの(次号に掲げるものを除く。)をいう。
- (6) 水素自動車 水素を動力源とする自動車の内燃機関を有しないものをいう。
- (7) 天然ガス自動車 法第149条第1項第2号に

(7) 電気自動車等 電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車をいう。

(8) 自家用乗用車等 自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンプ車をいう。

(9) 一般乗合用バス 法第154条第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バスをいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条の2 自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみなす課税)

第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

規定する天然ガス自動車をいう。

(8) 電力併用自動車 法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条の2 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみなす課税)

第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）

(自動車税の課税免除)  
第137条

が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が新規登録を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を課さない。ただし、第2号及び第3号に規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車

(2) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(3) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に新規登録又は道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この節において「移転登録」とい

次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2

知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該

う。)を受けたものに限る。)

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の環境性能割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、環境性能割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより環境性能割の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が最初の新規登録に係るものである場合にあっては、3年）以内に行った新たな自動車の取得については、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、環境性能割を減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のい

当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この号において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3

前条第1項の規定により減免する額は、次の各

れかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が前項第1号アからウまでのいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

(2)・(3) 略

3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の構造の変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前において、法第157条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額）

(3) 前条第1項第3号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第2項第1号に該当するもの 納付すべき種別割の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第2項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前において、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額）

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 納付すべき種別割の税額の全額

## 第2款 環境性能割

### (環境性能割の課税標準)

第137条の4 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額（第137条の7において「通常の取得価額」という。）とする。

### (環境性能割の課税標準の特例)

第137条の4の2 法附則第12条の2の13の規定の適用を受ける環境性能割の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

### (環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項（同条第4項から第6項までに

において準用する場合を含む。)に掲げる自動車  
(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に  
対して課する環境性能割の税率は、100分の2とす  
る。

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動  
車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3  
とする。

(環境性能割の税率の特例)

第137条の6 営業用の自動車に対する前条の規定の  
適用については、当分の間、同条第1項中「100分  
の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項  
中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、前  
条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の  
2」とする。

(環境性能割の免税点)

第137条の7 通常の取得価額が50万円以下である自  
動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第137条の8 環境性能割の徴収については、申告納  
付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号  
に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める  
時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定  
める様式により、環境性能割の課税標準額及び税  
額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提  
出するとともに、その申告した税額を県に納付し  
なければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の  
時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登  
録を受けるべき事由があった日から15日を経過  
する日(その日前に当該移転登録を受けたとき  
は、当該移転登録の時)

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道  
路運送車両法第67条第1項の規定による自動車  
検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変  
更記録を受けるべき事由があった日から15日  
を経過する日(その日前に当該変更記録を受けた  
ときは、当該変更記録の時)

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該

自動車の取得の日から15日を経過する日

- 2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の総務省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第137条の10 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

- 2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第161条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

- 2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第137条の9第1項又は前条の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を

使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第137条の12 環境性能割の納税義務者が第137条の9の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等に関する申告)

第137条の13 法第164条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

2 法第164条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第137条の9第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

3 法第164条第6項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額

務の免除等の申請)

第137条の14 法第165条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免除申請書に、当該自動車の性能が良好でないことその他同項の総務省令に定める理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免除を受けようとする環境性能割の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第165条第2項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第171条第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(環境性能割に係る不足税額等の納付手続)

第137条の16 前条の通知を受けた者は、環境性能割に係る不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

第3款 種別割

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの（電気自動車等、自家用乗用車等、一般乗合用バス及び被けん引自動車（次号において「対象外自動車」という。）を除く。）に係る初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油自動車その他の前号に規定する自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの（対象外自動車を除く。）に係る初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けたものに係る当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税 次の表の軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち営業用の乗用車で令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けたものに係る令和8年度分の自動車税 次の表の軽課税率の欄に定める額

自動車			通常税率	重課税率	軽課税率
(1) 乗用車	ア	a 総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	8,600円	2,000円
	イ	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	9,700円	2,500円

(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る当該最初の新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）で令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る当該最初の新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車			通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車	ア	a 総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	8,600円	2,000円	4,000円
	イ	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	9,700円	2,500円	4,500円

自動車 である ものを 除く。)	のもの				
	c 総排気量が1.5 リットルを超え 2リットル以下 のもの	9,500 円	10,900 円	2,500 円	
	d 総排気量が2 リットルを超え 2.5リットル以下 のもの	13,800 円	15,800 円	3,500 円	
	e 総排気量が2.5 リットルを超え 3リットル以下 のもの	15,700 円	18,000 円	4,000 円	
	f 総排気量が3 リットルを超え 3.5リットル以下 のもの	17,900 円	20,500 円	4,500 円	
	g 総排気量が3.5 リットルを超え 4リットル以下 のもの	20,500 円	23,500 円	5,500 円	
	h 総排気量が4 リットルを超え 4.5リットル以下 のもの	23,600 円	27,100 円	6,000 円	
	i 総排気量が4.5 リットルを超え 6リットル以下 のもの	27,200 円	31,200 円	7,000 円	
	j 総排気量が6 リットルを超え るもの	40,700 円	46,800 円	10,500 円	
	k 電気自動車	7,500 円		2,000 円	
イ 自 家 用	a 総排気量が1 リットル以下の もの	25,000 円		6,500 円	
	b 総排気量が1 リットルを超え 1.5リットル以下 のもの	30,500 円		8,000 円	
	c 総排気量が1.5 リットルを超え 2リットル以下 のもの	36,000 円		9,000 円	

自動車 である ものを 除く。)	のもの				
	c 総排気量が1.5 リットルを超え 2リットル以下 のもの	9,500 円	10,900 円	2,500 円	5,000 円
	d 総排気量が2 リットルを超え 2.5リットル以下 のもの	13,800 円	15,800 円	3,500 円	7,000 円
	e 総排気量が2.5 リットルを超え 3リットル以下 のもの	15,700 円	18,000 円	4,000 円	8,000 円
	f 総排気量が3 リットルを超え 3.5リットル以下 のもの	17,900 円	20,500 円	4,500 円	9,000 円
	g 総排気量が3.5 リットルを超え 4リットル以下 のもの	20,500 円	23,500 円	5,500 円	10,500 円
	h 総排気量が4 リットルを超え 4.5リットル以下 のもの	23,600 円	27,100 円	6,000 円	12,000 円
	i 総排気量が4.5 リットルを超え 6リットル以下 のもの	27,200 円	31,200 円	7,000 円	14,000 円
	j 総排気量が6 リットルを超え るもの	40,700 円	46,800 円	10,500 円	20,500 円
	k 電気自動車又 は水素自動車	7,500 円		2,000 円	4,000 円
イ 自 家 用	a 総排気量が1 リットル以下の もの	25,000 円		6,500 円	12,500 円
	b 総排気量が1 リットルを超え 1.5リットル以下 のもの	30,500 円		8,000 円	15,500 円
	c 総排気量が1.5 リットルを超え 2リットル以下 のもの	36,000 円		9,000 円	18,000 円

	d	総排気量が2.5リットルを超え2.5リットル以下のもの	43,500円			11,000円			
	e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	50,000円			12,500円			
	f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	57,000円			14,500円			
	g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	65,500円			16,500円			
	h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	75,500円			19,000円			
	i	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	87,000円			22,000円			
	j	総排気量が6リットルを超えるもの	110,000円			27,500円			
	k	電気自動車	25,000円			6,500円			
(2)	ア	a 最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	7,100円		2,000円			
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	9,900円		2,500円			
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	13,200円		3,000円			
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	16,500円		4,000円			
		e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	20,300円		5,000円			
		f 最大積載量が	22,000円	24,200円		5,500円			
	d	総排気量が2.5リットルを超え2.5リットル以下のもの	43,500円			11,000円	22,000円		
	e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	50,000円			12,500円	25,000円		
	f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	57,000円			14,500円	28,500円		
	g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	65,500円			16,500円	33,000円		
	h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	75,500円			19,000円	38,000円		
	i	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	87,000円			22,000円	43,500円		
	j	総排気量が6リットルを超えるもの	110,000円			27,500円	55,000円		
	k	電気自動車又は水素自動車	25,000円			6,500円	12,500円		
(2)	ア	a 最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	7,100円		2,000円	3,500円		
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	9,900円		2,500円	4,500円		
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	13,200円		3,000円	6,000円		
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	16,500円		4,000円	7,500円		
		e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	20,300円		5,000円	9,500円		
		f 最大積載量が	22,000円	24,200円		5,500円	11,000円		

	5 トンを超え 6 トン以下のもの	円	円	
g	最大積載量が 6 トンを超え 7 トン以下のもの	25,500 円	28,000 円	6,500円
h	最大積載量が 7 トンを超え 8 トン以下のもの	29,500 円	32,400 円	7,500円
i	最大積載量が 8 トンを超える もの	29,500 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 4,700 円を加 算した 額	32,400 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 5,100 円を加 算した 額	7,500円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 1,200円を加 算した額
j	小型自動車に 属するけん引車	7,500 円	8,200 円	2,000円
k	普通自動車に 属するけん引車	15,100 円	16,600 円	4,000円
l	小型自動車に 属する被けん引 車	3,900 円		
m	(a) 最大 普通 自 動 車 に 属 す る 被 けん 引 車	7,500 円		
	(b) 最大 積載量が 8 トンを 超えるも の	7,500 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 3,800 円を加		

	5 トンを超え 6 トン以下のもの	円	円	円	円
g	最大積載量が 6 トンを超え 7 トン以下のもの	25,500 円	28,000 円	6,500 円	13,000 円
h	最大積載量が 7 トンを超え 8 トン以下のもの	29,500 円	32,400 円	7,500 円	15,000 円
i	最大積載量が 8 トンを超える もの	29,500 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 4,700 円を加 算した 額	32,400 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 5,100 円を加 算した 額	7,500 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 1,200 円を加 算した 額	15,000 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 2,400 円を加 算した 額
j	小型自動車に 属するけん引車	7,500 円	8,200 円	2,000 円	4,000 円
k	普通自動車に 属するけん引車	15,100 円	16,600 円	4,000 円	8,000 円
l	小型自動車に 属する被けん引 車	3,900 円			
m	(a) 最大 普通 自 動 車 に 属 す る 被 けん 引 車	7,500 円			
	(b) 最大 積載量が 8 トンを 超えるも の	7,500 円に最 大積載 量が8 トンを 超える 部分1 トンま でごと に 3,800 円を加			

			算した額		
	n	総容積が12,800リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	14,000円	3,500円	
イ 自 家 用	a	最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円	
	b	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円	
	c	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円	
	d	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	5,500円	
	e	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円	
	f	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円	
	g	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円	
	h	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円	
	i	最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した

			算した額		
	n	総容積が12,800リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	14,000円	3,500円	6,500円
イ 自 家 用	a	最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円	4,000円
	b	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円	6,000円
	c	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円	8,000円
	d	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	5,500円	10,500円
	e	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円	13,000円
	f	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円	15,000円
	g	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円	17,500円
	h	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円	20,500円
	i	最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した



	を除く。)	c	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500円		4,500円
		d	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000円		5,000円
		e	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500円		6,000円
		f	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	25,500円		6,500円
		g	乗車定員が80人を超えるもの	29,000円		7,500円
(イ)	一般乗合用バス以外のもの	a	乗車定員が30人以下のもの	26,500円	29,100円	7,000円
		b	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円	35,200円	8,000円
		c	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円	41,800円	9,500円
		d	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円	48,400円	11,000円
		e	乗車定員が60人	50,500円	55,500円	13,000円

条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。)	を除く。)	c	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500円		4,500円	9,000円
		d	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000円		5,000円	10,000円
		e	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500円		6,000円	11,500円
		f	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	25,500円		6,500円	13,000円
		g	乗車定員が80人を超えるもの	29,000円		7,500円	14,500円
(イ)	一般乗合用のもの以外のもの	a	乗車定員が30人以下のもの	26,500円	29,100円	7,000円	13,500円
		b	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円	35,200円	8,000円	16,000円
		c	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円	41,800円	9,500円	19,000円
		d	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円	48,400円	11,000円	22,000円
		e	乗車定員が60人	50,500円	55,500円	13,000円	25,500円

			を 超え70 人以下 の もの				
		f	乗車定 員が70人 を超え80 人以下の もの	57,000 円	62,700 円	14,500円	
		g	乗車定 員が80人 を超える もの	64,000 円	70,400 円	16,000円	
イ 自 家 用	(ア) (イ) に掲 げる もの 以外 のも の	a	乗車定 員が30人 以下のも の	33,000 円	36,300 円	8,500円	
		b	乗車定 員が30人 を超え40 人以下の もの	41,000 円	45,100 円	10,500円	
		c	乗車定 員が40人 を超え50 人以下の もの	49,000 円	53,900 円	12,500円	
		d	乗車定 員が50人 を超え60 人以下の もの	57,000 円	62,700 円	14,500円	
		e	乗車定 員が60人 を超え70 人以下の もの	65,500 円	72,000 円	16,500円	
		f	乗車定 員が70人 を超え80 人以下の もの	74,000 円	81,400 円	18,500円	
		g	乗車定 員が80人 を超える もの	83,000 円	91,300 円	21,000円	

			を 超え70 人以下 の もの				
		f	乗車定 員が70人 を超え80 人以下の もの	57,000 円	62,700 円	14,500円	28,500 円
		g	乗車定 員が80人 を超える もの	64,000 円	70,400 円	16,000円	32,000 円
イ 自 家 用	(ア) (イ) に掲 げる もの 以外 のも の	a	乗車定 員が30人 以下のも の	33,000 円	36,300 円	8,500円	16,500 円
		b	乗車定 員が30人 を超え40 人以下の もの	41,000 円	45,100 円	10,500円	20,500 円
		c	乗車定 員が40人 を超え50 人以下の もの	49,000 円	53,900 円	12,500円	24,500 円
		d	乗車定 員が50人 を超え60 人以下の もの	57,000 円	62,700 円	14,500円	28,500 円
		e	乗車定 員が60人 を超え70 人以下の もの	65,500 円	72,000 円	16,500円	33,000 円
		f	乗車定 員が70人 を超え80 人以下の もの	74,000 円	81,400 円	18,500円	37,000 円
		g	乗車定 員が80人 を超える もの	83,000 円	91,300 円	21,000円	41,500 円

	(イ) 学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	ア	ア	ア(ア)に定める額		(イ) 学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	ア	ア	ア(ア)に定める額	ア	ア
(4)	ア	(ア)	a	乗車定員が3人以下のもの	6,500円	7,400円	2,000円				
特種用途自動車（3輪の小型自動車であるものを除く。）			b	乗車定員が4人以上のもの	12,000円	13,800円	3,000円				
		(イ)	a	(a) 車両重量が2トン以下のもの	6,500円	7,100円	2,000円				
				(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	9,000円	9,900円	2,500円				
			i	(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	12,000円	13,200円	3,000円				
(4)	ア	(ア)	a	乗車定員が3人以下のもの	6,500円	7,400円	2,000円	3,500円			
特種用途自動車（3輪の小型自動車であるものを除く。）			b	乗車定員が4人以上のもの	12,000円	13,800円	3,000円	6,000円			
		(イ)	a	(a) 車両重量が2トン以下のもの	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円			
				(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円			
			i	(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円			

	積載量が1トン以下のもの	(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	15,000円	16,500円	4,000円	
		(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	18,500円	20,300円	5,000円	
		(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	22,000円	24,200円	5,500円	
		(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	25,500円	28,000円	6,500円	
		(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	29,500円	32,400円	7,500円	
		(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円	32,400円	7,500円	7,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,200円を加算した額(その額が12,300円を超えるときは、4,700円)
	積載量が1トン以下のもの	(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
		(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
		(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
		(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
		(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
		(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円

			円を加 算した 額(そ の額が 48,300 円を超 えると きは、 48,300 円)	円を加 算した 額(そ の額が 52,800 円を超 えると きは、 52,800 円)			円を加 算した 額(そ の額が 48,300 円を超 えると きは、 48,300 円)	円を加 算した 額(そ の額が 52,800 円を超 えると きは、 52,800 円)	円を加 算した 額(そ の額が 12,300 円を超 えると きは、 12,300 円)	円を加 算した 額(そ の額が 24,600 円を超 えると きは、 24,600 円)
	b	最大積 載量が1 トンを超 えるもの	(2) アに定 める額	(2) アに定 める額	(2)アに定 める額	(2) アに定 める額	(2) アに定 める額	(2) アに定 める額	(2) アに定 める額	(2) アに定 める額
	c	3輪の 小型自動 車に属す るもの	4,500 円	5,100 円	1,500円	4,500 円	5,100 円	1,500 円	2,500 円	
イ 自 家 用	(ア)	a 乗用車 に類する もの	(1) イに定 める額	(1) イに定 める額	(1)イに定 める額	(1) イに定 める額	(1) イに定 める額	(1) イに定 める額	(1) イに定 める額	(1) イに定 める額
	b	トラック に類する もの	(2) イに定 める額	(2) イに定 める額	(2)イに定 める額	(2) イに定 める額	(2) イに定 める額	(2) イに定 める額	(2) イに定 める額	(2) イに定 める額
	c	バスに 類するもの	(3) イ(ア) に定め る額	(3) イ(ア) に定め る額	(3)イ(ア) に定め る額	(3) イ(ア) に定め る額	(3) イ(ア) に定め る額	(3) イ(ア) に定め る額	(3) イ(ア) に定め る額	(3) イ(ア) に定め る額
(イ)	a	普通自 動車に属 するもの	10,200 円			10,200 円				
	b	4輪以 上の小型 自動車に 属するもの	5,300 円			5,300 円				
(ウ)	a	総排気 量が1 リットル 以下の もの	20,000 円		5,000円	20,000 円		5,000 円	10,000 円	
	b	総排気 量が1 リットル を超え1.5	24,400 円		6,500円	24,400 円		6,500 円	12,500 円	

	リットル 以下のもの								
c	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	28,800円		7,500円					
d	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	34,800円		9,000円					
e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,000円		10,000円					
f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	45,600円		11,500円					
g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	52,400円		13,500円					
h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	60,400円		15,500円					
c	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	28,800円		7,500円		14,500円			
d	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	34,800円		9,000円		17,500円			
e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,000円		10,000円		20,000円			
f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	45,600円		11,500円		23,000円			
g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	52,400円		13,500円		26,500円			
h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	60,400円		15,500円		30,500円			

	i	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	89,600円		17,500円		
	j	総排気量が6リットルを超えるもの	88,000円		22,000円		
	k	電気自動車	20,000円		5,000円		
(エ) その他	a	(a) 車両重量が2トン以下のもの	8,000円	8,800円		2,000円	
		(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	11,500円	12,600円		3,000円	
		(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	16,000円	17,600円		4,000円	
		(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	20,500円	22,500円		5,500円	
		(e) 車両重量が8ト	25,500円	28,000円		6,500円	
	i	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	89,600円		17,500円	35,000円	
	j	総排気量が6リットルを超えるもの	88,000円		22,000円	44,000円	
	k	電気自動車又は水素自動車	20,000円		5,000円	10,000円	
(エ) その他	a	(a) 車両重量が2トン以下のもの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円	
		(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円	
		(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円	
		(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円	
		(e) 車両重量が8ト	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円	

	の	ンを超 え10ト ン以下 のもの							
	(f)	車 両重量 が10ト ンを超 え12ト ン以下 のもの	30,000 円	33,000 円	7,500円				
	(g)	車 両重量 が12ト ンを超 え14ト ン以下 のもの	35,000 円	38,500 円	9,000円				
	(h)	車 両重量 が14ト ンを超 え16ト ン以下 のもの	40,500 円	44,500 円	10,500円				
	(i)	車 両重量 が16ト ンを超 えるも の	40,500 円に車 両重量 が16ト ンを超 えるも の	44,500 円に車 両重量 が16ト ンを超 える部 分2ト ンまで ごとに 6,300 円を加 算した 額(そ の額が 72,100 円を超 える ときは、 72,100 円)	10,500円に車 両重量が16ト ンを超える部 分2トンまで ごとに1,600 円を加算した 額(その額が 16,900円を超 えるときは、 16,900円)				
	の	ンを超 え10ト ン以下 のもの							
	(f)	車 両重量 が10ト ンを超 え12ト ン以下 のもの	30,000 円	33,000 円	7,500 円	15,000 円			
	(g)	車 両重量 が12ト ンを超 え14ト ン以下 のもの	35,000 円	38,500 円	9,000 円	17,500 円			
	(h)	車 両重量 が14ト ンを超 え16ト ン以下 のもの	40,500 円	44,500 円	10,500 円	20,500 円			
	(i)	車 両重量 が16ト ンを超 えるも の	40,500 円に車 両重量 が16ト ンを超 えるも の	44,500 円に車 両重量 が16ト ンを超 える部 分2ト ンまで ごとに 6,300 円を加 算した 額(そ の額が 72,100 円を超 える ときは、 72,100 円)	10,500円に車 両重量が16ト ンを超える部 分2トンまで ごとに1,600 円を加算した 額(その額が 16,900円を超 えるときは、 16,900円)	20,500 円に車 両重量 が16ト ンを超 える部 分2ト ンまで ごとに 3,200 円を加 算した 額(そ の額が 33,300 円を超 える ときは、 33,300 円)			

			b	(2)	(2)	(2)イに定
			最大積 載量が1 トンを超 えるもの	イに定 める額	イに定 める額	める額
		c	3輪の 小型自動 車に属す るもの	6,000 円	6,900 円	1,500円
(5)	ア	a	小型自動車に 属するもの	4,500 円	5,100 円	1,500円
		b	3輪の小型自 動車に属するけ ん引車	3,900 円	4,400 円	1,000円
		c	3輪の小型自 動車に属する被 けん引車	3,900 円		
	イ	a	小型自動車に 属するもの	6,000 円	6,900 円	1,500円
		b	3輪の小型自 動車に属するけ ん引車	5,300 円	6,000 円	1,500円
		c	3輪の小型自 動車に属する被 けん引車	5,300 円		

備考 ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、総容積（ロータリー・エンジンの1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積をいう。）に1.5を乗じて得た容積を総排気量とする（次項の表及び次条の表において同じ。）。

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあつては同表の軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	軽課税率
-----	------	------	------

			b	(2)	(2)	(2)	(2)
			最大積 載量が1 トンを超 えるもの	イに定 める額	イに定 める額	イに定 める額	イに定 める額
		c	3輪の 小型自動 車に属す るもの	6,000 円	6,900 円	1,500 円	3,000 円
(5)	ア	a	小型自動車に 属するもの	4,500 円	5,100 円	1,500 円	2,500 円
		b	3輪の小型自 動車に属するけ ん引車	3,900 円	4,400 円	1,000 円	2,000 円
		c	3輪の小型自 動車に属する被 けん引車	3,900 円			
	イ	a	小型自動車に 属するもの	6,000 円	6,900 円	1,500 円	3,000 円
		b	3輪の小型自 動車に属するけ ん引車	5,300 円	6,000 円	1,500 円	3,000 円
		c	3輪の小型自 動車に属する被 けん引車	5,300 円			

備考

1 総排気量とは、ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、総容積に1.5を乗じて得た容積をいう。

2 総容積とは、ロータリー・エンジンの1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積をいう。

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
-----	------	------	--------	--------

営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円	4,100円	1,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円	5,200円	1,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円	6,900円	1,600円
	電気自動車	3,700円		1,000円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円	5,700円	1,300円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円	6,900円	1,600円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円	8,800円	2,000円
	電気自動車	5,200円		1,300円

営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円	5,200円	1,200円	2,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	電気自動車又は水素自動車	3,700円		1,000円	1,800円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円	5,700円	1,300円	2,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
	電気自動車又は水素自動車	5,200円		1,300円	2,600円

第139条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それ

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 軽油自動車その他の前号に規定する自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率
(1) 乗用車	略		
	サ 電気自動車	29,500円	
略			
(3) キャブリング車	略		
	サ 電気自動車	23,600円	

(自動車税の賦課期日)

第140条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第141条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

- 2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難しいものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(自動車税の徴収方法)

第142条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 新規登録の申請があった自動車について法第157

ぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率
(1) 乗用車	略		
	サ 電気自動車又は水素自動車	29,500円	
略			
(3) キャブリング車	略		
	サ 電気自動車又は水素自動車	23,600円	

(種別割の賦課期日)

第140条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第141条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

- 2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難しいものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(種別割の徴収方法)

第142条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 新規登録の申請があった自動車について法第177

条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

- 3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により自動車税を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該自動車税の額に相当する現金を納付しなければならない。

## 2 略

(自動車税の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により自動車税を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該新規登録の申請をした際に、法第159条の総務省令で定める方法によることができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第144条 自動車税の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条第1項の規定による変更登録若しくは同法第13条第1項の規定による移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の手続をする場合には、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第146条 自動車税の納税義務者又は第135条の3第1項に規定する売主が前2条の規定により申告

条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

- 3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該種別割の額に相当する現金を納付しなければならない。

## 2 略

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第146条 種別割の納税義務者又は第135条の3第1項に規定する売主が前2条の規定により申告し、

<p>し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p>
--	--

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年(同法第41条第1項に規定する居住年をいう。次項において同じ。))が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金(前号に規定する寄附金に該当するものを除く。)</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年(同法第41条第1項に規定する居住年をいう。次項において同じ。))が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>4・5 略</p>

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公示送達)</p> <p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項(以下この条におい</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>課税地を所管する県税事務所の掲示場に規則で定め</u></p>

<p>て「公示事項」という。)を同項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を課税地を所管する県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を課税地を所管する県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p><u>る公示送達書を掲示して行うものとする。</u></p>
--	-----------------------------------

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、<u>自動車税の徴収について鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の特例を設けることを目的とする。</u></p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中において、県の発行する納税通知書又は証紙をもって、当該自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により払い込む場合には、証紙に検印を受けたときに納税義務が完了するものとする。ただし、証紙の額面金額に相当する現金を納付し、自動車税を納付する義務が発生することを証する書類に納税済印の押印を受けることにより、証紙の検印に代えることができる。</p> <p>4 新規登録の申請があった自動車に地方税法(昭</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、<u>自動車税の種別割の徴収について鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の特例を設けることを目的とする。</u></p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>は、この条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定による自動車税の<u>種別割</u>の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中において、県の発行する納税通知書又は証紙をもって、当該自動車税の<u>種別割</u>を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の規定により自動車税の<u>種別割</u>を証紙徴収の方法により払い込む場合には、証紙に検印を受けたときに納税義務が完了するものとする。ただし、証紙の額面金額に相当する現金を納付し、<u>自動車税の種別割</u>を納付する義務が発生することを証する書類に納税済印の押印を受けることにより、証紙の検印に代えることができる。</p> <p>4 新規登録の申請があった自動車に地方税法(昭</p>

<p>和25年法律第226号) <u>第157条第1項</u>の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。</p> <p>5 前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、<u>地方税法第160条第1項</u>の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>(自動車税の税率) 第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p>	<p>和25年法律第226号) <u>第177条の10第1項</u>の規定により課する自動車税の<u>種別割</u>の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。</p> <p>5 前項の規定により自動車税の<u>種別割</u>を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、<u>地方税法第177条の13第1項</u>の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>(自動車税の<u>種別割</u>の税率) 第3条 自動車税の<u>種別割</u>の税率は、鳥取県税条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び附則第3条の規定 令和9年1月1日
- (2) 第3条及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第13条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例(次項において「9年1月新条例」という。)第24条の3及び第24条の4の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和8年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における9年1月新条例第24条の4第3項第2号の規定の適用については、同号中「関連する寄附金」とあるのは、「関連する寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(附則第6条において「新条例」という。)第81条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第5条 施行日前に鳥取県税条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若し

くは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号) <u>第137条第4号</u> 又は <u>第137条の2第1項第1号に該当し現に自動車税の課税免除又は減免を受けている自動車</u> を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、 <u>駐車場使用料をそれぞれ免除し、又は減免する</u> 。 4・5 略	(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号) <u>第137条第2項第4号</u> 又は <u>第137条の2第2項第1号に該当する自動車</u> を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、 <u>駐車場使用料の徴収を免除する</u> 。 4・5 略

(規則への委任)

第8条 第221回国会において地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。